

テレビや新聞で報道されましたのでご存知の方も多いとおもいますが、11月16日に知財高裁はヤクルト容器の形状を立体商標として認め、その登録を拒否した特許庁の審決を取消す判決を下しましたが、これは当所が代理人として特許庁へ出願し、その後島田康男弁護士のご協力をいただきながら手続にあたった事件です。

この判決は今後の特許庁の判断を左右する画期的なものであり、このような重要な事件を当所が代理して成功を収め、依頼人のご要望に応えることができましたことを誇りに思っています。

ご参考までにこの判決要旨をご紹介します。

清水・醍醐特許商標事務所
弁理士 清水 徹男

(以下「判決要旨」掲載)

判 決 要 旨

平成22年（行ケ）第10169号 審決取消請求事件（商標）

平成22年11月16日判決言渡（平成22年9月14日 口頭弁論終結）

【当事者】

原告 株式会社ヤクルト本社

被告 特許庁長官

【裁判所】

知的財産高等裁判所第1部

裁判長裁判官 中野哲弘

裁判官 東海林保

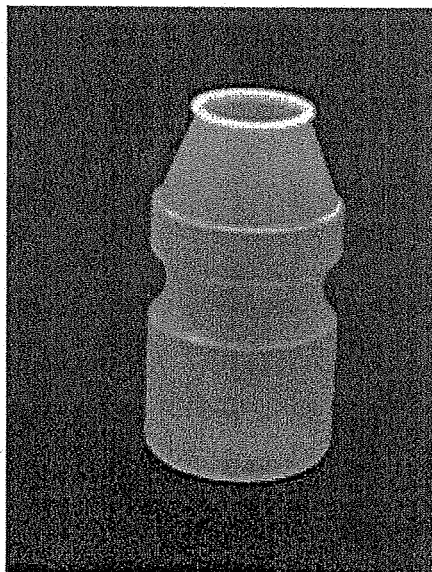
裁判官 矢口俊哉

【事案の概要】

本件は、原告が、下記商標（以下「本願商標」という。）につき平成20年9月3日付けで立体商標として商標登録出願（以下「本願」という。）をしたところ、拒絶査定を受けたので、これに対する不服の審判請求をしたが、特許庁から請求不成立の審決を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

商標（立体商標）

（第1図）



【主文】

- 1 特許庁が不服2009-15782号事件について平成22年4月12日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

【争点】

争点は、本願商標が商標法3条1項3号に該当する（その形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標）ことを前提とした上で、「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」（同条2項）に該当するか、である。

審決は、原告が使用する包装用容器には「ヤクルト」「Y a k u l t」の文字商標が入っていて立体的形状のみが独立して自他商品識別力を獲得したものとは認められないと判断した。

【判断の骨子】

- 1 本願商標のような立体的形状を有する商標（立体商標）につき商標法3条2項の適用が肯定されるためには、使用された立体的形状がその形状自体及び使用された商品の分野において出願商標の立体的形状及び指定商品とでいずれも共通であるほか、出願人による相当長期間にわたる使用の結果、使用された立体的形状が同種の商品の形状から区別し得る程度に周知となり、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるに至っていることが必要と解される。この場合、立体的形状を有する使用商品にその出所である企業等の名称や文字商標等が付されていたとしても、そのことのみで上記立体的形状について商標法3条2項の適用を否定すべきではなく、上記文字商標等を捨象して残された立体的形状に注目して、独自の自他商品識別力を獲得するに至っているかどうかを判断すべきである。
- 2 以上の見地に立って本願商標について検討すると、本件容器を使用した原告商品は、本願商標と同一の乳酸菌飲料であり、また同商品は、昭和43年に販売が開始されて以来、驚異的な販売実績と市場占有率とを有し、毎年巨額の宣伝広告費が費やされ、特に、本件容器の立体的形状を需要者に強く印象付ける広告方法が採られ、発売開始以来40年以上も容器の形状を変更することなく販売が継続され、その間、本件容器と類似の形状を有する数多くの乳酸菌飲料

が市場に出回っているにもかかわらず、最近のアンケート調査においても、98%以上の需要者が本件容器を見て「ヤクルト」を想起すると回答している点等を総合勘案すれば、平成20年9月3日に出願された本願商標については、審決がなされた平成22年4月12日の時点では、本件容器の立体的形状は、需要者によって原告商品を他社商品との間で識別する指標として認識されていたというべきである。

そして、原告商品に使用されている本件容器には、赤色若しくは青色の図柄や原告の著名な商標である「ヤクルト」の文字商標が大きく記載されているが、平成20年及び同21年の各アンケート調査によれば、本件容器の立体的形状のみを提示された回答者のほとんどが原告商品「ヤクルト」を想起すると回答していること、容器に記載された商品名が明らかに異なるにもかかわらず、本件容器の立体的形状と酷似する商品を「ヤクルトのそっくりさん」と認識している需要者が存在していること等からすれば、本件容器の立体的形状は、本件容器に付された平面商標や図柄と同等あるいはそれ以上に需要者の目に付きやすく、需要者に強い印象を与えるものと認められるから、本件容器の立体的形状はそれ自体独立して自他商品識別力を獲得していると認めるのが相当である。

4 結論

以上によれば、平成20年9月3日付けでなされた本願商標につき商標法3条2項の適用を否定した審決は誤りであることになるから、審決は違法として取り消しを免れない。